

中間答申に向けた論点

- ◆ 本県は、自家用車に過度に依存しない「自家用車以外の移動の選択肢がある社会」の構築が「より良い暮らし」の実現につながると考えている
- ◆ そのためには、地域交通が「移動の選択肢」となり得るよう、維持し、かつ、地域のニーズに応じて充実していくことが必要
- ◆ したがって、地域交通の維持・充実は、「より良い暮らしの実現」に向けた公共サービスの供給という側面を持ち、交通事業者のみならず、国、自治体も一定の責務を負うものと認識
- ◆ 地域交通は、基本的に、交通事業者の経営判断により運行されるものであるが、採算的に維持や実現が困難な路線やサービスであっても、地域住民の生活の保障やQOLの向上に必要なものは、事業者の県民との丁寧な対話のもとで公費も投入し達成していく



個人・法人がともに負担する制度とする場合、個人と法人の負担割合をどう設定するかが問題となるが、例えば次のような考え方があるのではないか。

- ① 新たな税により実施する施策による個人・法人の受益を考慮（応益的な考え方）
- ② 現行の税制における個人・法人の負担割合を考慮（応能的な考え方）

方法	長所・メリット	短所・デメリット
① 受益を考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の原則と整合的である。 ・ 納税者の納得を得られやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人・法人別に受益の程度を定量的に示すことができるか課題がある。
② 現行の負担割合を考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負担割合の算定が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正や景気動向等により変動する不安定な数値を参照することの妥当性に課題がある。

県民への理解を得る観点からは、受益を考慮した負担割合を設定する方が望ましい。

通勤、買い物、観光など、地域交通を利用した人の移動は、雇用や売上などの面で経済活動と密接に関連しており、その意味では、あらゆる人の移動が個人と法人それぞれに受益しうると言える。

一方で、それぞれの受益の度合いを定量的に測定することは困難であり、その代わりにのアプローチとして、地域社会に欠かすことのできない重要な社会インフラである地域交通の維持・充実に要する経費は、ともに地域社会の一員である個人と法人が同程度に負担するという考えに立ち、個人・法人の負担割合を1：1とする案もあるのではないか。



現行の税制度における個人・法人の負担割合として、例えば次の観点が考えられる。

①	個人県民税（均等割・所得割）：法人県民税（均等割・法人税割）	16:1
②	個人住民税（均等割・所得割）：法人住民税（均等割・法人税割）	7:1
③	個人所得課税（地方税）：法人所得課税（地方税）	2:1
④	個人所得課税（国税＋地方税）：法人所得課税（国税＋地方税）	3:2

- (注) 1 令和3～5年度決算の平均であり、地方税は標準税率相当分で算出
 2 ②は県民税と市町民税の合計
 3 地方税における個人所得課税は個人住民税均等割・所得割、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割および個人事業税の合計、法人所得課税は法人住民税均等割・法人税割および法人事業税の合計
 4 国税における個人所得課税は所得税、法人所得課税は法人税、特別法人事業税および地方法人税の合計

現行の税制における個人・法人の負担割合を考慮するアプローチが、応能的な考え方に立脚しているとするれば、**地方税のみで考えるよりも、国税を含めた④の観点により負担割合を設定することがいいのではないか。**

新たな税の課税方式

地域交通を充実するための施策による便益は個人・法人問わず広く及ぶことから、**個人・法人がともに負担する制度とするのがいいのではないか。**

その上で、個人・法人それぞれの超過課税の対象税目は次のとおり考えてはどうか。

【個人】

- ・移動という県民の暮らし全般を支える基礎的なニーズを支えるためには、なるべく多くの方に薄く広く負担していただくことが望ましいことから、**個人県民税均等割**を基本としてはどうか。
- ・その上で、**均等割のみを対象とした場合、所得の低い方にとって過度な税負担となるおそれがある場合は、担税力に応じた負担をいただくため、個人県民税所得割も対象としてはどうか。**

【法人】

- ・地域の構成員として負担していただくのであれば**法人県民税均等割**を対象とすることが望ましいが、既に琵琶湖森林づくり県民税として他府県よりも高い水準で超過課税を実施していること、また、均等割は赤字でも納税義務があることから、特に赤字の中小法人にとって過度な税負担となるおそれがある。
- ・また、**法人県民税法人税割**を対象とすることも考えられるが、既に超過課税を実施（標準税率+0.8%）しており、税率を制限税率（標準税率+1.0%）まで引き上げたとしても大きな税収は期待できないこと、また、一定の中小法人への不均一課税の実施により、超過課税の対象は一部の法人（令和5年度実績で全法人の9.0%）に限られていることに課題がある。
- ・そこで、地域交通の充実が地域経済にもたらす便益について丁寧に説明し、理解を得ることを前提に、**不均一課税を適用しない形で法人事業税**を対象とする方向で検討してはどうか。



超過課税の機械的試算①

※第25回税制審議会資料より抜粋

個人県民税均等割（令和5年度実績を元に試算）【制限税率なし】

納税義務者数	現行税率 (標準税率)	税収規模	全国の実施状況
約73.6万人	1,800円 (1,000円)	約13.3億円	滋賀県 (1,800円) 神奈川県 (1,300円) 宮城県 (2,200円) など37府県で実施

- ・宮城県と同額の2,200円まで税率を引き上げた場合、約2.9億円の税収増となる。
- ・令和5年（2023年）に実施した県民トークで最も回答が多かった年1,200円を上乗せし、3,000円まで税率を引き上げた場合、約8.8億円の税収増となる。

個人県民税所得割（令和5年度実績を元に試算）【制限税率なし】

納税義務者数	標準税率	税収規模	全国の実施状況
約67.4万人	4%	約513.6億円	神奈川県 (4.025%)

- ・神奈川県と同率の4.025%まで税率を引き上げた場合、約3億円の税収増となる。